

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付取扱要領平成18年4月3日住安第2号-2

現行	改正後
第1 ～ 5 (略) 第6 耐震診断等の実施者 (1) わが家の専門家診断事業における耐震診断及び耐震相談は、静岡県耐震診断補強相談士が行うものとする。 (2) 木造住宅補強計画策定事業における補強計画の策定は、<u>静岡県耐震診断補強相談士又はそれらの者と同等の知識を有するもののいる建築士事務所</u>が行うものとする。 (3) 木造住宅耐震補強助成事業（定額）、木造住宅建替助成事業における採択要件を確認するための耐震診断及び木造住宅耐震補強助成事業における補強後の耐震性の評価は、<u>静岡県耐震診断補強相談士又はそれらの者と同等の知識を有するもののいる建築士事務所</u>が行うものとする。 (4) 住宅耐震化相談支援事業における耐震相談は、<u>静岡県耐震診断補強相談士等</u>が行うものとする。 第7 (略) 附 則 (略)	第1 ～ 5 (略) 第6 耐震診断等の実施者 (1) わが家の専門家診断事業における耐震診断及び耐震相談は、静岡県耐震診断補強相談士が行うものとする。 (2) 木造住宅補強計画策定事業における補強計画の策定は、<u>建築士事務所</u>に属する<u>静岡県耐震診断補強相談士</u>が行うものとする。 (3) 木造住宅耐震補強助成事業（定額）、木造住宅建替助成事業における採択要件を確認するための耐震診断及び木造住宅耐震補強助成事業における補強後の耐震性の評価は、<u>建築士事務所</u>に属する<u>静岡県耐震診断補強相談士</u>が行うものとする。 (4) 住宅耐震化相談支援事業における耐震相談は、<u>静岡県耐震診断補強相談士</u>が行うものとする。 第7 (略) 附 則 (略) <u>この要領は、平成27年4月1日から施行し、以降に交付申請を受理する平成27年度分の補助金から適用する。</u>